

(証券コード8091)
平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

ニチモウ株式会社

代表取締役 松 本 和 明
社 長

第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 28階 「トップ・オブ・ザ・ベイ」

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第129期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第129期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役4名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichimo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策などの下支えにより、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善など、緩やかに回復傾向にあるものの、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動による消費の落ち込みや円安の進行による輸入原材料価格が上昇するなど、景気は依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループの事業基盤であります水産、水産加工・流通、食品の各分野におきましては、一部の商材で価格よりも品質を重視する動向が見られるものの、急激な円安の進行による原料価格の高騰分を製品価格に転嫁できない市場構造が依然として継続するなど、大変厳しい環境下にありました。

このような情勢のもとで、当社グループは、中期経営計画「第128期3ヵ年経営計画」の2年度として、より一層のグループ会社との連携強化を推し進め、顧客のニーズに柔軟に対応したきめ細かな営業活動に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,086億91百万円（前連結会計年度比50億70百万円増）、営業利益は8億50百万円（前連結会計年度比6億20百万円増）、経常利益は4億75百万円（前連結会計年度比5億86百万円増）となりました。

特別損益におきましては、補助金収入1億35百万円など2億9百万円を特別利益として計上し、特別損失として固定資産圧縮損1億35百万円、貸倒引当金繰入額1億43百万円など3億20百万円を計上いたしました結果、当期純利益は2億39百万円（前連結会計年度比4億36百万円増）となりました。

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

＜食品事業＞

すり身部門では、海外子会社から調達した原料販売が伸びいたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。鮮凍水産物部門では、カニはロシアからの搬入量が減少したことにより原料価格が高騰するなか、適正な買付や販売に努めました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。一方、助子は原料買付価格が低下いたしました、製品価格も低調に推移し、売上、営業利益ともに減少いたしました。北方凍魚はホッケやサバの取扱量が増加したことなどにより、売上は増加いたしました、凍魚加工品の販売が低迷し、営業利益は減少いたしました。加工食品部門では、ツナは円安の進行により原料価格が上昇いたしました、が、販売に努め、また、コンビニ向けサケ・マス加工品の販売も堅調に推移いたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は703億9百万円（前連結会計年度比72億90百万円増）、営業利益は7億30百万円（前連結会計年度比6億73百万円増）となりました。

＜海洋事業＞

漁網・漁具資材部門では、国内外での底曳用・まき網用の漁具資材の販売が堅調に推移し、また、養殖部門でも、養殖銀ザケの販売や養殖用大型生簀の納入が順調に進むなど、それぞれ売上、営業利益ともに増加いたしました。一方、船舶・機械部門では、船用品や船舶用機器など既存商材の販売に努めてまいりましたものの、船体一括受注案件が少なく、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は171億4百万円（前連結会計年度比8億20百万円減）、営業利益は7億21百万円（前連結会計年度比83百万円減）となりました。

＜機械事業＞

機械事業におきまして、国内では、練り製品業界・惣菜加工業界向け各種生産設備や水産加工業界・食品加工業界向け製造プラント、海外では、中国向け中華製麺プラントなどの受注がありました。しかしながら、前連結会計年度のような大型設備投資案件が少なく、また、製造子会社の在庫の見直しを行いました結果、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は84億13百万円（前連結会計年度比7億94百万円減）、営業利益は1億35百万円（前連結会計年度比1億90百万円減）となりました。

＜資材事業＞

資材事業におきまして、化成品部門では、包装資材でのレジン原料の販売低迷や建材用資材での消費税増税による駆け込み需要の反動の影響から売上は減少いたしました。住宅用部材シート、印刷用フィルムおよび新規商材の拡販や経費の圧縮に努めました結果、営業利益は増加いたしました。農畜資材では、夏場の天候不順の影響などにより、売上、営業利益ともに減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は103億33百万円（前連結会計年度比4億円減）、営業利益は2億95百万円（前連結会計年度比28百万円増）となりました。

＜バイオティックス事業＞

バイオティックス事業では、消費税増税にともなう駆け込み需要の反動から薬局向けOEM商品の販売などが伸び悩み、不妊治療に有効とされる素材「アグリマックス」の製造原価の改善や販売管理費の合理化に努めましたものの、連結売上高は2億30百万円（前連結会計年度比51百万円減）、営業利益は5百万円（前連結会計年度比13百万円減）となりました。

＜物流事業＞

物流事業では、九州地区における食品を中心とした運送業を展開し、不採算部門の見直しや新規顧客の開拓など、より一層の事業の選択と集中を推し進めてまいりました結果、連結売上高は21億83百万円（前連結会計年度比1億37百万円減）、営業損失は14百万円（前連結会計年度比2億27百万円の損失減）となりました。

＜その他＞

その他の事業といたしまして、不動産の賃貸、生命保険および損害保険の代理業などを行っており、連結売上高は1億15百万円（前連結会計年度比16百万円減）、営業利益は67百万円（前連結会計年度比6百万円増）となりました。

事業セグメント別売上高・営業損益内訳

区 分	売 上 高	売上高構成比	営業利益または 営業損失 (△)
食 品 事 業	70,309 百万円	64.69 %	730 百万円
海 洋 事 業	17,104	15.74	721
機 械 事 業	8,413	7.74	135
資 材 事 業	10,333	9.51	295
バイオティックス事業	230	0.21	5
物 流 事 業	2,183	2.01	△14
そ の 他	115	0.10	67
小 計	108,691	100.00	1,940
そ の 他 の 調 整 額	—	—	△1,090
合 計	108,691	100.00	850

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、11億52百万円であり、その主なものは、連結子会社であるサンアラワS.A.が所有する船舶のドック工事2億41百万円、株式会社ビブンの食品機械工場の新設3億37百万円などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題といたしましては、急激な為替変動や少子高齢化による国内市場の変化などにも柔軟に対応できるよう、より一層グループ間の連携を強化し、逆境においても確実に収益を上げられる体制を整備していくことと考えております。

具体的には、「第128期3ヵ年経営計画」の仕上げの期を迎えるにあたり、従来からの基本方針であります「浜から食卓まで」をカバーする当社を中核とし、周辺領域で独自の専門性を持つグループ会社と相乗効果を図り、顧客のニーズに柔軟に対応したきめ細かな営業展開に努めるとともに、掲げた目標の達成にこだわりを持って取り組んでまいり所存であります。

食品事業におきましては、原料調達から製造・販売まで効率的な事業を再構築し、既存商材の拡販、新商品の開発および品質管理の徹底を推し進めてまいります。海洋・機械・資材の各事業におきましては、引き続き顧客に密着した営業展開を実践し、各事業と連携して新規顧客の開拓に努め、収益体質の更なる安定化を図ってまいります。その他、リスク管理や法令遵守を徹底するとともに、企業統治体制の更なる向上を推し進めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 126 期 (平成24年3月期)	第 127 期 (平成25年3月期)	第 128 期 (平成26年3月期)	第 129 期 当連結会計年度 (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	93,237	99,948	103,620	108,691
営 業 利 益 (百万円)	996	808	229	850
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	895	775	△111	475
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	642	728	△197	239
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	18.89	21.41	△5.78	7.03
総 資 産 (百万円)	52,516	57,829	57,998	61,887
純 資 産 (百万円)	12,873	14,137	12,380	14,125

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

区 分	会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
国内子会社	ニチモウフーズ株式会社	50百万円	100.00%	水産加工品の販売
〃	はねうお食品株式会社	300	80.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社博多っ子本舗	10	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社ヤマイチ水産	12	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	株式会社小樽フーズ	90	100.00	水産加工品の製造・販売
〃	西日本ニチモウ株式会社	347	99.91	漁網・漁具・トワイン・ロープの製造・販売
〃	北海道ニチモウ株式会社	95	60.78	漁網・漁具・トワイン・ロープの製造・販売
〃	株式会社ニチモウワンマン	240	100.00	海苔機資材の製造・販売
〃	株式会社ニチモウマリカルチャー	80	100.00	養殖資材・養殖餌料・養殖魚介類の販売
〃	株式会社ビブン	55	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
〃	株式会社ソーエー	300	100.00	食品加工機械・器具の製造・販売
〃	ニチモウバイオティックス株式会社	150	100.00	発酵大豆製品、健康食品の製造・販売
〃	ニチモウロジスティクス株式会社	20	90.00	運送業
〃	日網興産株式会社	13	100.00	保険代理業、人材派遣業、不動産業
海外子会社	ノールイースタントロールシステムズINC.	24,192千米ドル	100.00	漁網・漁具資材の製造・販売
〃	ニチモウインターナショナルINC.	800千米ドル	100.00	水産物の販売
〃	サンアラワ S.A.	17,480千米ドル	80.00	水産物および水産加工品の製造・販売
持分法適用 関連会社	日本サン石油株式会社	100百万円	45.00	潤滑油ベースオイルおよび製品の販売
〃	日本測器株式会社	230	37.83	各種計測器・理化学機器等の販売
〃	日本船燈株式会社	24	45.17	各種灯火・家庭用石油燃料機器等の製造・販売

③企業結合の経過

(イ)はねうお食品株式会社の出資比率は、当社が80.00%、連結子会社のニチモウフーズ株式会社が20.00%であります。

(ロ)北海道ニチモウ株式会社の出資比率は、当社が60.78%、連結子会社の西日本ニチモウ株式会社が39.22%であります。

(ハ)日網興産株式会社は、平成27年4月1日付けで「保険代理業」を株式会社トータル保険サービスへ事業譲渡いたしました。

④企業結合の成果

前記のとおり連結子会社は17社、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は1,086億91百万円（前連結会計年度比50億70百万円増）、営業利益は8億50百万円（前連結会計年度比6億20百万円増）、経常利益は4億75百万円（前連結会計年度比5億86百万円増）、当期純利益は2億39百万円（前連結会計年度比4億36百万円増）となりました。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
食品事業	すり身、鮮凍水産物の販売ならびに水産加工食品の製造・販売
海洋事業	各種漁網・漁具、漁業用機械の製造・販売ならびに漁業用・船舶用諸資材機器、養殖用資材などの販売
機械事業	食品機械、関連機械の製造・販売
資材事業	合成樹脂、包装資材、農畜資材などの販売
バイオティックス事業	発酵大豆製品の製造・販売ならびに健康食品などの販売
物流事業	運送業
その他の	不動産賃貸、生命保険・損害保険の代理業、人材派遣業

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本社 東京都品川区東品川二丁目2番20号

支店 仙台支店 大阪支店 福岡支店

営業所 札幌営業所 八戸営業所 宮古営業所 石巻営業所 名古屋営業所
下関営業所 戸畑営業所 長崎営業所

②主要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	ニチモウフーズ株式会社	東京都中央区
〃	はねうお食品株式会社	山口県下関市
〃	株式会社博多っ子本舗	福岡県福岡市
〃	株式会社ヤマイチ水産	北海道紋別市
〃	株式会社小樽フーズ	北海道小樽市
〃	西日本ニチモウ株式会社	山口県下関市
〃	北海道ニチモウ株式会社	北海道函館市
〃	株式会社ニチモウワンマン	山口県下関市
〃	株式会社ニチモウマリカルチャー	福岡県福岡市
〃	株式会社ビブン	広島県福山市
〃	株式会社ソーエー	石川県能美市
〃	ニチモウバイオティックス株式会社	東京都品川区
〃	ニチモウロジスティクス株式会社	福岡県福岡市
〃	日網興産株式会社	東京都品川区
海外	ノールイースタントロールシステムズINC.	米国ワシントン州ベインブリッジ市
〃	ニチモウインターナショナルINC.	米国ワシントン州ベルビュー市
〃	サンアラワ S.A.	アルゼンチン国ティエラ・デル・フエゴ州ウシュアイア市

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,103名	11名増

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,417 ^{百万円}
農林中央金庫	3,400
三井住友信託銀行株式会社	3,110

2. 会社の株式に関する重要な事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 154,514,000株
(2) 発行済株式の総数 37,874,000株（自己株式3,727,538株を含む）
(3) 当期末株主数 3,988名（前期末4,138名）
(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
朝日生命保険相互会社	3,000 ^{千株}	8.78%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口	1,674	4.90
再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社		
日本水産株式会社	1,200	3.51
ニチモウ取引先持株会	1,078	3.15
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	882	2.58
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	840	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	677	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	522	1.52
東京製綱株式会社	515	1.50
東洋水産株式会社	500	1.46

（注）持株比率につきましては、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項（平成27年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2006年株式報酬型 新株予約権	2007年株式報酬型 新株予約権	2008年株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成18年9月29日	平成19年9月28日	平成20年9月26日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	3名
新株予約権の数	23個	26個	43個
新株予約権の目的 となる株式の数	23,000株	26,000株	43,000株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個当たり184,000円 1株当たり184円	1個当たり118,000円 1株当たり118円	1個当たり73,000円 1株当たり73円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり93円	1株当たり60円	1株当たり37円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成19年1月7日から 平成39年1月6日まで	平成20年1月6日から 平成40年1月5日まで	平成20年10月16日から 平成40年10月15日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。		

	2009年株式報酬型 新株予約権	2010年株式報酬型 新株予約権	2011年株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成21年7月30日	平成22年7月30日	平成23年7月29日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	4名	4名
新株予約権の数	48個	58個	81個
新株予約権の目的 となる株式の数	48,000株	58,000株	81,000株
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	1個当たり136,000円 1株当たり136円	1個当たり97,000円 1株当たり97円	1個当たり134,000円 1株当たり134円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使に際して 株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり69円	1株当たり49円	1株当たり68円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成21年8月22日から 平成41年8月21日まで	平成22年8月21日から 平成42年8月20日まで	平成23年8月20日から 平成43年8月19日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。		

	2012 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権	2013 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権	2014 年 株 式 報 酬 型 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	平 成 24 年 7 月 27 日	平 成 25 年 7 月 26 日	平 成 26 年 7 月 25 日
区 分	取 締 役	取 締 役	取 締 役
保 有 者 数	7 名	7 名	7 名
新 株 予 約 権 の 数	84 個	85 個	119 個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 数	84,000 株	85,000 株	119,000 株
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類	普 通 株 式	普 通 株 式	普 通 株 式
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	1 個 当 たり 126,000 円 1 株 当 たり 126 円	1 個 当 たり 131,000 円 1 株 当 たり 131 円	1 個 当 たり 135,000 円 1 株 当 たり 135 円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1 株 当 たり 1 円	1 株 当 たり 1 円	1 株 当 たり 1 円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 株 式 を 発 行 す る 場 合 の 資 本 組 入 額	1 株 当 たり 64 円	1 株 当 たり 66 円	1 株 当 たり 68 円
新 株 予 約 権 を 行 使 す る こ と が で き る 期 間	平 成 24 年 8 月 25 日 か ら 平 成 44 年 8 月 24 日 ま で	平 成 25 年 8 月 31 日 か ら 平 成 45 年 8 月 30 日 ま で	平 成 26 年 8 月 30 日 か ら 平 成 46 年 8 月 29 日 ま で
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。		

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 池 由紀夫	管理部門、資材事業部門管掌 管理部門担当、財務部長 食品事業本部長 資材事業本部長 大阪支店長 日本サン石油株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	社 長 執行役員 松 本 和 明	
取 締 役	専務執行役員 田 部 昇	
取 締 役	常務執行役員 八下田 良知	
取 締 役	執 行 役 員 是 村 忠 良	
取 締 役	執 行 役 員 宇田川 純 一	
取 締 役	執 行 役 員 土 田 祥 之	
監 査 役	常 勤 龍 田 尚 哉	
監 査 役	常 勤 魚 森 保	
監 査 役	井 口 泰 秀	
監 査 役	吉 竹 修	

- (注) 1. 監査役井口泰秀、吉竹修の両氏は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
2. 監査役井口泰秀、吉竹修の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 社外取締役を置くことが相当でない理由
当事業年度末日において、当社は社外取締役を置いておりませんが、当事業年度中の企業統治体制は十分に機能していたものと認識しております。
なお、今般会社法が改正されたことを契機に、企業統治体制の更なる向上を図るため、平成27年6月26日開催の第129回定時株主総会に社外取締役選任議案を上程することといたしました。

(ご参考) 取締役以外の執行役員

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	峰 良 二	食品品質管理室長
執 行 役 員	上 谷 勇 雄	仙台支店長兼八戸営業所長兼宮古営業所長
執 行 役 員	諏訪部 俊 彦	福岡支店長兼下関営業所長、 株式会社博多っ子本舗代表取締役社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7 名	156,646千円
監 査 役	4 名	54,720千円
(うち社外監査役)	(2 名)	(22,800千円)
合 計	11名	211,366千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（16,065千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 井口 泰秀

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

持分法適用関連会社である日本サン石油株式会社の代表取締役社長を兼任しております。

なお、同社と当社との関係で特記すべき事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中15回（出席率100.00%）、また、監査役会には13回中13回（出席率100.00%）出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

② 監査役 吉竹 修

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中15回（出席率100.00%）、また、監査役会には13回中13回（出席率100.00%）出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

聖橋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額

37,000千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断したときには、監査役会は「会社法第340条」の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることに支障があると判断したときには、取締役会において監査役会の同意を得たうえで、解任または不再任の議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制および方針

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。

②「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。

③「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。

④「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行うこととする。

⑤業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。
②問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
②経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。
執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
③中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
- (5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
①グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
②「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行い、また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役および使用人はグループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査役に報告するものとする。
 - ②取締役および使用人は当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
 - ③監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。

連結貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,465	流動負債	33,376
現金及び預金	4,437	支払手形及び買掛金	11,294
受取手形及び売掛金	15,304	短期借入金	17,840
商品及び製品	17,992	一年内償還社債	200
仕掛品	381	一年内返済長期借入金	1,269
原材料及び貯蔵品	3,090	未払金	318
前払渡金	629	未払法人税等	116
繰延税金資産	10	繰延税金負債	10
短期貸付金	0	前受金	1,510
その他の他	714	賞与引当金	411
貸倒引当金	△97	訴訟損失引当金	1
		その他の他	404
固定資産	19,398	固定負債	14,385
有形固定資産	8,760	社債	4,200
建物及び構築物	2,037	長期借入金	7,945
機械装置及び運搬具	1,219	長期未払金	61
船舶	2,996	長期繰延税金負債	877
工具器具及び備品	125	役員退職慰労引当金	140
土地	2,349	退職給付に係る負債	962
建設仮勘定	31	その他の他	198
無形固定資産	1,147	負債合計	47,762
のれん	700		
その他の他	447	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,490	株主資本	13,211
投資有価証券	8,475	資本金	4,411
長期貸付金	167	資本剰余金	22
破産更生債権等	1,229	利益剰余金	9,859
長期繰延税金資産	216	自己株式	△1,082
その他の他	628	その他の包括利益累計額	678
貸倒引当金	△1,204	その他有価証券評価差額金	1,904
投資損失引当金	△23	繰延ヘッジ損益	21
		為替換算調整勘定	△1,031
		退職給付に係る調整累計額	△216
繰延資産	23	新株予約権	71
社債発行費	23	少数株主持分	164
資産合計	61,887	純資産合計	14,125
		負債・純資産合計	61,887

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	108,691
売上総利益	99,057
販売費及び一般管理費	9,633
営業利益	8,783
営業外収益	850
受取利息	12
受取配当金	99
持分法による投資利益	263
その他	169
営業外費用	545
支払利息	562
為替差損	282
その他	74
経常利益	919
特別利益	475
固定資産売却益	58
投資有価証券売却益	15
補助金収入	135
特別損失	209
固定資産売却損	1
固定資産除却損	18
固定資産圧縮損	135
投資損失引当金繰入額	9
工場移転費用	12
貸倒引当金繰入額	143
税金等調整前当期純利益	320
法人税、住民税及び事業税	363
法人税等調整額	195
少数株主損益調整前当期純利益	2
少数株主損失	198
当期純利益	165
	△73
	239

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	4,411	22	9,978	△1,081	13,331
会計方針の変更による累積的影響額			△187		△187
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,411	22	9,791	△1,081	13,143
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△170		△170
当 期 純 利 益			239		239
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の 変 動 額 合 計	—	—	68	△1	67
平成27年3月31日残高	4,411	22	9,859	△1,082	13,211

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
平成26年4月1日残高	1,253	2	△2,027	△340	△1,111	55	104	12,380
会計方針の変更による累積的影響額								△187
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,253	2	△2,027	△340	△1,111	55	104	12,192
当連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△170
当 期 純 利 益								239
自 己 株 式 の 取 得								△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	651	19	995	123	1,789	16	59	1,865
当連結会計年度中の 変 動 額 合 計	651	19	995	123	1,789	16	59	1,932
平成27年3月31日残高	1,904	21	△1,031	△216	678	71	164	14,125

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称 西日本ニチモウ(株)、
ノールイースタントロールシステムズ INC.

(2) 主要な非連結子会社の名称 トーエイ(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれもがそれぞれ小さく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社 3社 日本サン石油(株)、日本測器(株)、日本船燈(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

① 非連結子会社 トーエイ(株)

② 関連会社 アサヒテックス(株)

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度に関する事項

持分法を適用した日本サン石油(株)の決算期は12月ですが、当社の連結会計年度である3月末日に仮決算を行うことが困難であるため、平成26年12月31日現在の計算書類を基礎として、持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社14社の決算日は、連結決算日と一致しております。

海外連結子会社3社の決算日は、2月末日ですが、連結決算日との差異が3ヶ月以内のため、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するための仮決算は行っておりません。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、一部の連結子会社は定額法）によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

船舶 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要とみられる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

訴訟の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

② ヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引・通貨オプション 金利スワップ取引	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 借入金利息

(ハ)ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、実質的判断による償却期間の見積が可能となるものはその見積年数で、その他については、5年間で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が187百万円増加し、利益剰余金が187百万円減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	10,825百万円
2.	有形固定資産の減損損失累計額	100百万円
3.	取得価額から直接減額している圧縮記帳額 土 地	135百万円
4.	担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1)	担保に供している資産	
	現金及び預金	300百万円
	建物及び構築物	489百万円
	土 地	830百万円
	投資有価証券	3,787百万円
	計	5,407百万円
(2)	担保に係る債務	
	短期借入金	11,190百万円
	一年内返済長期借入金	145百万円
	長期借入金	636百万円
	計	11,971百万円
5.	手形割引及び裏書譲渡高	
	受取手形割引高	41百万円
	輸出手形割引高	61百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 37,874,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百 万 円)	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月27日 定時株主総会	普 通 株 式	170	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百 万 円)	1株当たりの 配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月26日 定時株主総会	普 通 株 式	利益剰余金	170	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 567,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に水産加工及び販売事業等を行うための調達資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブのうち、為替予約取引及び通貨オプション取引は成約額又は個別取引の成約見積額の範囲内に限定しており、金利スワップ取引は必要な範囲内としております。なお、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

取引先企業等に対し長期貸付を行っておりますが、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資等に係る資金調達です。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、原則として金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権及び営業債務の管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,437	4,437	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,304	15,301	△2
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,068	5,068	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(*1)	167 △0		
	167	167	0
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*1)	1,229 △1,204		
	25	25	—
資産 計	25,004	25,001	△2
(1) 支払手形及び買掛金	11,294	11,294	—
(2) 短期借入金	17,840	17,840	—
(3) 長期借入金	9,215	9,233	18
(4) 社 債	4,400	4,414	14
負債 計	42,749	42,782	32
デリバティブ取引(*2)	32	32	—

(*1)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものについて、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期間で決済されるものについて、時価は将来キャッシュ・フローを当社の長期借入平均調達金利で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

時価は将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 破産更生債権等

担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金並びに(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,406百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	407円82銭
2. 1 株当たり当期純利益	7円03銭

貸借対照表

平成27年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	29,657	流動負債	21,656
現金及び預金	972	支払手形	2,815
受取手形	1,578	買掛金	3,948
売掛金	7,606	短期借入金	11,850
商成品	14,288	一年内償還社債	200
前渡金	4,372	一年内返済長期借入金	1,000
短期貸付金	600	未払金	134
そ の 他	256	未払法人税等	56
貸倒引当金	△17	未払費用	33
		繰延税金負債	10
		前受金	1,387
		賞与引当金	197
		そ の 他	20
固定資産	18,365	固定負債	13,681
有形固定資産	3,036	社債	4,100
建物	876	長期借入金	7,050
構築物	18	長期未払金	61
機械及び装置	115	長期繰延税金負債	817
車両運搬具	0	退職給付引当金	628
工具器具及び備品	52	関係会社事業損失引当金	930
土地	1,972	そ の 他	93
		負債合計	35,337
無形固定資産	284	(純資産の部)	
電話加入権	10	株主資本	10,895
その他	274	資本金	4,411
投資その他の資産	15,043	資本剰余金	22
投資有価証券	4,996	資本準備金	22
関係会社株	9,194	利益剰余金	7,533
長期貸付金	566	利益準備金	713
破産更生債権等	1,132	その他利益剰余金	6,820
敷金の他	154	別途積立金	5,600
そ の 他	153	固定資産圧縮積立金	19
貸倒引当金	△1,107	繰越利益剰余金	1,201
投資損失引当金	△47	自己株式	△1,072
繰延資産	21	評価・換算差額等	1,740
社債発行費	21	その他有価証券評価差額金	1,718
		繰延ヘッジ損益	21
		新株予約権	71
資産合計	48,044	純資産合計	12,706
		負債・純資産合計	48,044

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	71,666
売 上 原 価	66,756
売 上 総 利 益	4,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,135
営 業 利 益	774
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	15
受 取 配 当 金	379
そ の 他	132
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	485
そ の 他	63
経 常 利 益	752
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	56
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	3
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	1
固 定 資 産 除 却 損	2
関係会社事業損失引当金繰入額	17
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	143
税引前当期純利益	658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	137
法 人 税 等 調 整 額	△1
当 期 純 利 益	523

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成26年4月1日残高	4,411	22	696	5,600	19	1,053	7,369	△1,070	10,732
会計方針の変更による累積的影響額						△187	△187		△187
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,411	22	696	5,600	19	866	7,181	△1,070	10,544
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当			17			△187	△170		△170
税率変更による圧縮積立金調整額					1	△1	－		－
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△1	1	－		－
当 期 純 利 益						523	523		523
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	17	－	0	335	352	△1	351
平成27年3月31日残高	4,411	22	713	5,600	19	1,201	7,533	△1,072	10,895

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	1,156	2	1,159	55	11,946
会計方針の変更による累積的影響額					△187
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,156	2	1,159	55	11,758
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△170
税率変更による圧縮積立金調整額					—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					—
当 期 純 利 益					523
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	561	19	581	16	597
事業年度中の変動額合計	561	19	581	16	948
平成27年3月31日残高	1,718	21	1,740	71	12,706

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2年～50年

機械及び装置 4年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要とみられる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額(定額法)を翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約取引・通貨オプション 金利スワップ取引	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 借入金利息

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が187百万円増加し、繰越利益剰余金が187百万円減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	4,968百万円
2.	有形固定資産の減損損失累計額	7百万円
3.	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1)	関係会社に対する短期金銭債権	5,697百万円
(2)	関係会社に対する長期金銭債権	514百万円
(3)	関係会社に対する短期金銭債務	982百万円
(4)	関係会社に対する長期金銭債務	－百万円
4.	担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1)	担保に供している資産	
	現金及び預金	300百万円
	建物	93百万円
	土地	423百万円
	投資有価証券	3,787百万円
	計	4,603百万円
(2)	担保に係る債務	
	短期借入金	10,850百万円
	計	10,850百万円
5.	保証債務	
	この会社の金融機関からの借入金及び商品仕入債務に対し、保証を行っております。	
	はねうお食品(株)	1,170百万円
	(株)ニチモウマリカルチャー	1,087百万円
	西日本ニチモウ(株)	845百万円
	(株)ビブン	810百万円
	(株)博多っ子本舗	520百万円
	北海道ニチモウ(株)	480百万円
	ニチモウフーズ(株)	430百万円
	ニチモウインターナショナル INC.	302百万円
	(2,500,000米ドル)	
	(株)ニチモウワンマン	220百万円
	ニチモウバイオティックス(株)	160百万円
	(株)ヤマイチ水産	6百万円
	計	6,032百万円
6.	手形割引及び裏書譲渡高	
	輸出手形割引高	33百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

1. 関係会社に対する売上高	8,518百万円
2. 関係会社からの仕入高	6,356百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	796百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末日における自己株式の数

普通株式	3,727,538株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	353百万円
賞与引当金	65百万円
退職給付引当金	201百万円
固定資産評価損	222百万円
その他	1,018百万円
繰延税金資産小計	1,862百万円
評価性引当額	△1,862百万円
繰延税金資産合計	－百万円

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ損益	10百万円
固定資産圧縮積立金	9百万円
その他有価証券評価差額金	808百万円
繰延税金負債合計	828百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	西日本ニチモウ㈱	所有 直接99.91%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給	海洋資材商品の 販 売	250	売 掛 金	61
				漁網製品の仕 入	1,278	買 掛 金	354
			資金の援助	債 務 保 証	845	—	—
子会社	㈱ニチモウ マリカルチャー	所有 直接100%	当社商品の販売及び 当社へ商品供給	養殖資材商品の 販 売	1,059	売 掛 金	258
				養殖魚の仕入	372	買 掛 金	1
			資金の借入	資金の借入	150	—	—
				利息の支払	0	—	—
			資金の援助	債 務 保 証	1,087	—	—
子会社	㈱ビブン	所有 直接100%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給	商品の販売	17	売 掛 金	0
				食品加工機械 製品の仕入	40	買 掛 金	0
						前 渡 金	21
			資金の援助	利息の受取	1	—	—
				債 務 保 証	810	—	—
子会社	㈱ソーエー	所有 直接100%	当社商品の販売及び 当社へ製品供給	商品の販売	52	受取手形	33
						売 掛 金	0
				食品加工機械 製品の仕入	115	支払手形	76
						買 掛 金	21
			資金の借入	資金の借入	750	前 渡 金	73
						—	—
子会社	はねうお食品㈱	所有 直接80% 間接20%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	加工原料の販売	2,450	売 掛 金	392
				水産加工品の仕入	894	買 掛 金	81
			資金の援助	債 務 保 証	1,170	—	—
子会社	㈱博多っ子本舗	所有 直接100%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	加工原料の販売	606	売 掛 金	14
				水産加工品の仕入	76	買 掛 金	8
			資金の援助	債 務 保 証	520	—	—

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所 有 割 合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	㈱ヤマイチ水産	所有 直接100%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	商品の販売	14	—	—
				水産加工品の仕入	276	買 掛 金	5
			資 金 の 借 入	資金の借入	700	—	—
				利息の支払	0	—	—
			資 金 の 援 助	債 務 保 証	6	—	—
子会社	ニチモウロジスティクス㈱	所有 直接90%	資 金 の 援 助	資金の貸付	1,290	短期貸付金	600
				利息の受取	3	長期貸付金	142
				債 務 保 証	—	—	—
子会社	サンアラワS. A.	所有 直接80%	当社商品の販売及び 当社へ水産加工品供給	海洋資材商品の 販 売	50	売 掛 金	2
				水産加工品の仕入	1,091	前 渡 金	3,721
			資 金 の 援 助	資金の貸付	372	長期貸付金	372

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
4. 資金の貸付・借入についての利息は、市場金利を勘案して決定しております。
5. ニチモウロジスティクス㈱の銀行借入金（250百万円）に対して債務保証を行っております。当事業年度において、当社が負担すると見込まれる損失見込額930百万円を関係会社事業損失引当金として貸借対照表に計上しており、この結果、注記すべき債務保証金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 370円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円31銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ニチモウ株式会社

取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平山	昇	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田	敬	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	濱田	尊	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチモウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチモウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ニチモウ株式会社

取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平山	昇	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田	敬	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	濱田	尊	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチモウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第129期事業年度において取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成27年 5 月29日

ニチモウ株式会社 監査役会

監 査 役(常勤) 龍 田 尚 哉 ㊟

監 査 役(常勤) 魚 森 保 ㊟

監 査 役 井 口 泰 秀 ㊟

監 査 役 吉 竹 修 ㊟

(注) 監査役井口泰秀及び監査役吉竹修は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第129期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は170,732,310円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行にともない、業務執行取締役でない取締役および監査役として適切な人材の招聘を容易等にするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第26条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第26条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、上記条文の新設にともない、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更の部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行のとおり)
第4章 取締役および取締役会 第18条～第25条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第18条～第25条 (現行のとおり)
(新設)	(取締役の責任免除)
	第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 第26条～第33条 (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第27条～第34条 (現行のとおり)
(新設)	(監査役の責任免除)
	第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第34条～第36条 (条文省略)	第36条～第38条 (現行のとおり)

第3号議案 取締役1名選任の件

企業統治体制の更なる向上を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ おぎ す ひで つぐ 荻 須 秀 次 (昭和24年10月16日生)	昭和47年4月 日本測器株式会社入社 平成13年4月 同 西部営業部長 平成16年6月 同 取締役 西部営業部長 平成21年4月 同 取締役 本社営業部長兼西部営業部長 平成22年6月 同 取締役 本社営業部長兼大阪営業部長 平成23年6月 同 取締役 営業副本部長兼海外営業部長 平成24年4月 同 取締役 営業本部長兼名古屋営業部長 兼海外営業部長 平成24年6月 同 代表取締役社長 営業本部長 平成26年6月 同 代表取締役社長 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本測器株式会社 代表取締役社長	0株

- (注) 1. ※の候補者は、新任候補者であります。
2. 荻須秀次氏は、「会社法施行規則第2条第3項第7号」に定める社外取締役候補者であります。
3. 荻須秀次氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 荻須秀次氏は、特定関係事業者（持分法適用関連会社）である日本測器株式会社の代表取締役社長であります。なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、荻須秀次氏の選任が承認され就任した際は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 荻須秀次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役 龍田尚哉、魚森 保、井口泰秀、吉竹 修の4名は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たつ た なお や 龍 田 尚 哉 (昭和21年12月10日生)	昭和49年4月 当社入社 平成11年4月 同 資材営業部長 平成15年4月 同 執行役員 環境資材営業部長 平成19年4月 同 嘱託 平成19年6月 同 常勤監査役（現任） 現在に至る	19,000株
2	うお もり たもつ 魚 森 保 (昭和25年5月15日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 同 機械業務部長 平成16年4月 同 監財部長 平成20年12月 同 内部監査室長兼監財部長 平成23年6月 同 常勤監査役（現任） 現在に至る	10,000株
3	よし たけ おさむ 吉 竹 修 (昭和26年3月21日生)	昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現 株式会社みずほ銀行) 同 戸越支店長 平成13年6月 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 参事役 平成16年7月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 与信管理室長 平成23年6月 当社 社外監査役（現任） 現在に至る	4,000株
4	※ きく ち たつ や 菊 池 達 也 (昭和34年7月15日生)	昭和59年4月 朝日生命保険相互会社入社 平成14年10月 同 企画経営部門 企画ユニット ゼネラルマネージャー 平成17年4月 同 宇都宮支社長 平成19年4月 同 営業総局 業務ユニット ゼネラルマネージャー 平成23年4月 同 執行役員 経営企画部門 営業企画専管部門長 平成26年4月 同 執行役員 総務人事部門長 平成26年7月 同 取締役 執行役員 総務人事部門長 平成27年4月 同 取締役 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 朝日生命保険相互会社 取締役 執行役員 総務部 人事部 人事総務部 担当	0株

- (注)
1. ※の候補者は、新任候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 3. 吉竹修、菊池達也の両氏は、「会社法施行規則第2条第3項第8号」に定める社外監査役候補者であります。
 4. 吉竹修、菊池達也の両氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識から十分な経営の監視機能を果たせる人材であるため、社外監査役候補者といたしました。
 5. 吉竹修氏は、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
 6. 菊池達也氏は、当社の大株主である朝日生命保険相互会社の業務執行者であります。なお、同社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。
 7. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、吉竹修、菊池達也の両氏の選任が承認され就任した際は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 8. 当社は、吉竹修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、菊池達也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はら だ ひさ とも 原 田 尚 知 (昭和28年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現 株式会社みずほ銀行) 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 香港副支店長 平成15年3月 同 トランザクションバンキングユニット シニアコーポレートオフィサー 平成16年11月 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店付参事役、 株式会社シーイーシー出向 平成18年1月 株式会社シーイーシー 事業推進本部長兼CSR推進室長 平成22年2月 盛田エンタプライズ株式会社 総括部長 平成23年3月 同 取締役 経営企画室長 兼関連会社事業推進部長 平成27年3月 同社退社 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 原田尚知氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 原田尚知氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識から十分な経営の監視機能を果たせる人材であるため、補欠の社外監査役候補者いたしました。
4. 原田尚知氏は、平成27年6月26日開催の日本ビッグメント株式会社の第79回定時株主総会において、監査役（非常勤）に選任され就任予定であります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、原田尚知氏が監査役に就任した際は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 原田尚知氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、監査役に就任した際は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

第一ホテル東京シーフォート 28階 「トップ・オブ・ザ・ベイ」

東京都品川区東品川二丁目3番15号

- 東京モノレールをご利用の場合
浜松町駅より5分、羽田空港駅より約17分
「天王洲アイル駅」下車徒歩2分
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）をご利用の場合
大崎駅より8分
新木場駅より9分
「天王洲アイル駅」下車徒歩4分
- JR品川駅（港南口）より都バスをご利用の場合
「天王洲アイル行」バスにて6～8分 天王洲アイル下車
「りんかい線天王洲アイル駅行」バスにて約5分 天王洲アイル下車

